

最高裁秘書第3649号

令和3年11月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

10月25日付け（同月27日受付、第030649号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

3月5日付け最高裁判所事務総局人事局職員管理官事務連絡（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

(入ろ-20-B)

令和3年3月5日

高等裁判所事務局次長 殿

最高裁判所事務総局人事局職員管理官 青柳 年泰

事務連絡

本日、全司法本部に対し、最高裁における裁判手続等のIT化のための態勢整備について、別紙のとおり説明しますので、お知らせします。

(別紙)

最高裁における裁判手続等のＩＴ化のための態勢整備について

裁判手続等のＩＴ化については、民事訴訟手続のＩＴ化に向けて、ますます本格的に取り組んでいく必要があり、また、民事訴訟手続以外の分野においても、ＩＴ化の検討を開始することとされたことを受け、これらの裁判手続のＩＴ化等の検討や準備を更に進めていくため、本年4月から、審議官室の人的態勢を強化し、ＩＴ化に向けた全体調整や総合戦略策定の中心的役割を担うべき「デジタル推進室」と位置付けた上で、審議官室／デジタル推進室と情報政策課の職員の一部を相互に兼務させ、情報政策課以外の各局課とも連携しながら企画調整業務を強力に推進する態勢を整備するとともに、情報政策課、民事局、刑事局及び家庭局について、局付級の裁判官を増配置し、各事件分野のＩＴ化に向けた法制やシステムの検討を加速させるための態勢を整備することとしたので、お知らせする。